

## 生協利用代金支払い規程

(総 則)

第1条 この規程は、組合員が生協の宅配事業、店舗事業、サービス事業を通じて利用する商品代金や利用代金の支払いについて定めたものです。

(宅配事業の代金の支払い方法)

第2条 宅配事業の代金の支払い方法については、「宅配利用規程」で定めます。

(店舗事業の代金の支払い方法)

第3条 店舗利用の一般商品の代金は、現金支払い及びクレジットカード等キャッシュレスでの支払いを原則とします。

2 特別な場合、現金支払い以外の方法を認めることがあります。

1) 宅配と同様、金融機関の口座からの自動振替による支払い

(サービス事業の代金の支払い方法)

第4条 サービス事業の利用代金の支払い方法は、それぞれの事業ごとに別に定めます。

(債務者)

第5条 生協は、期限までに代金の支払いが行われない組合員を、滞納金に対する債務者(以下「債務者」という)とします。

(支払い計画書・誓約書の提出)

第6条 債務者は、生協から求められてから7日以内に、精算のための支払い計画書および誓約書を提出しなければいけません。

(連帯保証人)

第7条 生協は、債務者に対して債権確保のため連帯保証人を立てるよう求めることができる。

(精算の期限・延滞損害金)

第8条 第6条の支払い計画書による債務弁済の期限は、原則として3ヵ月以内とします。なお、本来の支払い期日の翌日を起算日として、延滞金に対して年14.6%の割合による損害金を請求します。

(出資金・生協債の払戻し停止)

第9条 精算期間中の債務者の、脱退、減資および生協債の解約は、停止されます。また、生協は、債務者の出資金・生協債と、その債務とを相殺することができます。

(法的手続き)

第10条 組合員が、第6条の支払い計画書および誓約書を提出しない場合、または万一支払い計画書通りに支払いを履行しない場合、生協は、代金回収のための法的手続きをとります。

(管轄裁判所)

第11条 前条の場合、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の専属的合意裁判所とします。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会が行います。

(附 則)

この規程は、1998年 5月11日制定、施行します。

2020年 2月17日 宅配の利用規程を別規程